

防整備第21925号
令和7年9月24日

大臣官房会計課長
地方協力局参事官
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局建設制度官
(公印省略)

建設工事請負契約書運用基準第7項第3号に規定する特段の事情があると認められる工事について（通知）

標記について、下記のとおり定め、令和7年10月1日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行う建設工事から適用することとしたので通知する。

記

建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第7786号。令和6年3月29日）別紙の第7項第3号に規定する「特段の事情があると認められる工事」とは、原則として、役務的保証を付した前工事における後工事（建設工事における後工事について（防整施第11586号。29.7.27）別紙の第1項に規定する後工事をいう。）とする。

なお、これにより難しい場合は建設制度官と協議するものとする。

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備課長、提供施設計画官